## 令和2年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長)・その他) No 6 府省庁名 農林水産省 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他( 個人住民税 ) 対象税目 要望 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の延長 項目名 要望内容 <制度の概要> (概要) (1) 経営所得安定対策等の交付金を交付された農業者(青色申告を行う認定農業者等)が、経営改善計画等に従っ て、農業用固定資産(農用地、農業用機械等)を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、 積立相当額を必要経費(損金)に算入することができる。 ② 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該年(事業年度)分の事業所得(所 得)に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、必要経費(損金)に算入することができる。 <要望の内容> ·適用期限(R2.3.31)の2年延長 ・所得税(措法第24条の2及び24条の3) 関係条文 法人税(措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65) 減収 [初年度]  $-(\triangle 9.755)$ 「平年度」  $-(\triangle 9.755)$ 見込額 「改正増減収額」 (単位:百万円) 要望理由 (1)政策目的 我が国の農業・農村は、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増大等、危機的な状況にあり、国民への食料 の安定供給を確保するには、効率的かつ安定的な経営が大宗を占める農業構造を実現することが不可欠であ る。 このためには、意欲と能力のある農業者が、将来にわたって農業を継続し、経営の規模拡大や経営の効率 化等の経営発展に取り組める環境を整備することなどにより、競争力のある経営体を育成・確保することが 重要である。 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた担い手に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基 礎を強化するための農業用固定資産等への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。

## (2) 施策の必要性

「食料・農業・農村基本計画(平成27年3月閣議決定)」第3の2においては、農業が持続的に発展し、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮という役割を十分に発揮していくためには、生産性と収益性が高く、中長期的かつ継続的な発展性を有する、効率的かつ安定的な農業経営(主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営)を育成し、こうした農業経営が、農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが必要であるとしている。

「効率的かつ安定的な経営」を実現するためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には、多額の投資を要することから、その投資額を蓄積する必要がある。

一方、経営所得安定対策等の農業経営の安定を図ること等を目的とした交付金は、米、麦・大豆等を生産する土地利用型農業を行う農家が、一定の所得を確保することを目的としたものであることから、その使途は制限されていない。

ページ

6 - 1

このため、これらの交付金の交付を受けたことによって生じた所得を、更に、農業経営の基盤強化のための農地や農業用機械等の農業用固定資産の取得に活用されるよう誘導するためには、税制度による本特例措置の適用が必要不可欠である。
また、本年5月に、①地域の話し合いを再活性化するための人・農地ブランの実質化、②農地の集積・集約化を支援する体制の一体化を図るための農地利用集積円滑化団体と農地バンクの統合一体化、③農地バンクの手続きの簡素化等を内容とする「農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、更なる担い手への農地集積を進めることとしている。特に、①について、地域の話合いを活性化する取組を集中的に講じることで、将来にわたって地域農業を担う担い手を明確にしていくこととしている。これらの取組と併せて本措置を引き続き講じることで、担い手への農地集積・集約を加速化する必要がある。

本要望に 対応する 縮減案

ページ

6 - 2

	る	で策体系におけ 政策目的の位 付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等 農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大といった大きな節目を迎える中で、農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。このため、都道府県ごとに整備される農地中間管理機構を通じた利用権設定と相まって、農業経営基盤強化準備金制度を活用した農用地や規模拡大に資する固定資産の取得を促進することにより、農業経営の改善を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速化する。							
合理性	政策の 達成目標		〈施策名〉 担い手の育成・確保 農地中間管理機構を通じた利用権設定と相まって、農業経営基盤強化準備金制度を活用した農用 地の取得や農業用建物など規模拡大に欠かせない固定資産の取得を促進することにより、担い手へ の農地集積・集約化を加速化するとともに、経営マインドを持ち自らの判断で消費者・実需者ニー ズに対応する「チャレンジする農業経営者」を後押しすることで担い手の育成・確保を推進するこ とにより、経営感覚が豊かな経営体が大宗を占める強い農業を実現する。 〈達成目標〉 令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とする。							
		税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	2年間							
		同上の期間中 の達成目標	令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合 <令和2年度目標値> 担い手が利用する農地面積を1年間で14.9万ha増加る							
	政策目標の 達成状況		担い手が利用する農地面積の割合 56.2% (平成30年度)							
有効性		受望の措置の 対象者数 107, 675 経営体(個人 86, 830 法人 20, 845 ) 適用者数 15, 365 経営体(個人 9, 056 法人 6, 309 )								
				ページ		6 — 3				

○本措置を活用した農地等の取得計画と実績(平成30 (1) 固定資産の取得計画(農業経営改善計画)(平成30 農用地 5,130ha 129億円 農業用機械等 10,656台 426億円 計 555億円	0 年度)	責)							
農用地 5, 130ha 129 億円 農業用機械等 10, 656 台 426 億円 <u>計 555 億</u> P									
農業用機械等 10,656 台 426 億円 計 555 億P									
	<u> </u>								
(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移		<u>計 555 億円</u>							
	(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移								
26 年度 27 年度 28 年度	29 年度	30 年度							
農地面積 5,191ha 5,331ha 6,123ha	5,777ha	5,120ha	_						
(取得価格) 118 億円 137 億円 144 億円	141 億円	128 億円							
農業用機械等 5,236 台 4,942 台 5,722 台	7,597 台	10,609 台	_						
要望の措置の 効果見込み 201 億円 175 億円 220 億円	319 億円	412 億円							
(手段としての 元年度 2年度									
有効性) (推計) (推計)									
農地面積 4,987ha 4,987ha									
(取得価格) 124 億円 124 億円									
農業用機械等 10,333 台 10,333 台									
(取得価格) 410 億円 410 億円									
つつも取得実績が伸びている。令和元年度以降も対象 の農用地取得等に貢献していくものと見込まれる。 (3) 今後の準備金活用計画 2,155 億円 (4) 準備金積立残高 1,397 億円 (5) 今後の積立等必要額 758 億円	(3) 今後の準備金活用計画 2,155 億円 (4) 準備金積立残高 1,397 億円 (5) 今後の積立等必要額 758 億円 (注) (1)~(4)の30 年度までの実績値は、農政局等を通じて毎年度行っている税制特例適用実績								
当該要望項目 以外の税制上の 支援措置 なし									
予算上の措置等 の要求内容 及び金額 準備金制度の対象となる交付金 (2年度要求) 経営所得安定対策等 5,984 億円	(2年度要求) (元年度)								
の措置等と 正すること等を目的とした交付金の交付を受けた担い 要望項目との 改善計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、利	経営所得安定対策等の交付金は、我が国の生産条件と諸外国の生産条件の格差から生ずる不利を補 正すること等を目的とした交付金の交付を受けた担い手が、農業経営基盤強化促進法に基づく経営 改善計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合や、積み立てた交付金を取り 崩して対象資産を取得する場合に、特例措置を講じるものである。								
要望の措置の	本特例措置は、これらの交付金を、担い手の主体的な経営判断により、計画的な経営規模の拡大 や経営の効率化など農業経営発展のために投資することを支援するものであり、農業生産の基盤整 備を推進するために極めて有効な手法である。 また、本措置は非課税措置ではなく、課税の繰り延べであることから必要最小限の措置である。								
6 — 4									

	1		<b>-</b> 1						
			象者数	適用件数		減稅			
	平成 26 年		4,742人	9, 703 件			6 百万円		
	個		9, 423 人				5 百万円		
	法人	、等 1	5, 319 人	3, 200件	<u> </u>	3, 63	1百万円		
	_								
	平成 27 年		0,897人				4百万円		
	個		4, 442 人				3百万円		
	法人	、等 1	6, 455 人	4, 129 件	•	5, 11	1百万円		
税負担軽減措置等の	平成 28 年		0,734人				4 百万円		
適用実績	個		3,331 人				6百万円		
273203	法人	、寺	7, 402 人	4, 979件	-	6, 39	8百万円		
	ᇴᄼ	- 中 10	0 606 1	1E EGE /#	(15,000)	14 46	4 <del></del>	(10, 004)	
	平成 29 年		2,626人					(12, 304)	
	個		3,508 人 8,514 人					(5, 848)	
	法人	、 <del>寸</del> 1	0, 314 人	5, 667件	(5, 661)	1, 38	6 百万円	(6, 456)	
	平成 30 年	- 由 10	4, 798 人	14, 698 件	(15, 239)	12 07/	1百万円	(12, 304)	
	平成30 年 個		4, 790 人 5, 153 人					(12, 304) (5, 848)	
	│ <sup>1</sup> 回 法人		9, 645 人		(9, 578) (5, 661)			(5, 848) (6, 456)	
	太人	\ <del>可</del>	J, U4J 八	J, 104 1 <del>1</del>	(0, 001)	7, 000	ロハロ	(U, 40U)	
							(単	<u>i</u> 位:千円)	
「地方税における					道府県		市町村	地方法人	
税負担軽減措置等						事業税	-		
の適用状況等に関					住民税		住民税	特別税	
		農業経営	<b>法</b> 盤強化	L.進備金	178, 698	1, 474, 554	541, 676	637, 120	
する報告書」に					170, 000	.,,	011, 070	007, 120	
おける適用実績				した場合の	107, 135	883, 996	324, 752	381, 972	
		課税の特	挒			300,000		001,072	
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	定資産を取る (する) ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	得した実績 ひ投資を促 可面積 (B/A) 続機数 でである。	と当該計	画に対する 接措置とし (ha) A (ha) B 6 6 台 A 9台 B	達成率は以	大下のとおり	りとなって		用機械等の固 置は、農業用
前回要望時の	平成35年(令和5年)において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とする。								
達成目標									
	担い手が禾	川用する農	地面積の	割合 56. 20	%(平成3	0 年度末)			
達成目標 前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理	担い手が雨	川用する農	地面積の	割合 56.29	%(平成3	0 年度末) 		6 — 5	

平成 19 年度 創設 平成21年度 2年延長・拡充 ① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加[法人税] ② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設 [所得税] 平成22年度 拡充・縮減 ① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外 平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し 平成25年度 2年延長・対象交付金の名称変更 平成26年度 対象交付金の見直し これまでの要望経緯 平成27年度 2年延長・拡充・縮減 ① 対象者に認定新規就農者(個人)を追加 ② 対象資産に農業用の建物、器具・備品、ソフトウェア等を追加 ③ 環境保全型農業直接支援対策交付金を対象交付金から除外 ④ 特定農業法人(農業生産法人以外)を対象から除外 平成 28 年度 対象交付金の見直し等 平成 29 年度 1年延長 平成 30 年度 2年延長・縮減 ① 米の直接支払交付金を対象交付金から除外 ② 特定農業法人(農地所有適格法人)を対象から除外

ページ 6 — 6